

報告第15号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月2日

淡路市長 門 康彦

委任専決第8号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和2年10月15日

淡路市長 門 康彦

1 損害賠償の額 271,000円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住所 兵庫県淡路市郡家

(2) 氏名 XXXXXXXXXX

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金271,000円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和2年9月23日午後1時20分ころ、淡路市立岩屋中学校内の駐車場において、契約に基づき淡路市に派遣された職員が教育委員会教育部学校教育課所管の公有車（給食配送車）を運転して後退したところ、不注意により後方に停車中の相手方車両前部に接触し、損傷を与えた。